

防災

提案・意見

昭和東南海地震（回答:11月22日時点）

1944(昭和19)12月7日の太平洋戦争中に紀伊半島沖を震源とし、三重、愛知、静岡に被害がでて、戦時中ゆえ情報統制にて報道されず被災者しか判らなかった。（地震の被害を発表すると敵に日本の弱みを見せる事になり日本国は伏せていた。）

亡き母は鈴鹿の艇身隊にいて地震で地面が地割を起こし口があいたと生前に言っていた。

質問）震源地やマグニチュード 被害状況について、教授下さい。

回答

昭和東南海地震など過去の地震については「伊勢市史」などの文献を参考に伊勢市公式ホームページに掲載しており、ご質問いただいた内容については次のとおりです。

1944年12月7日、午後1時36分頃、熊野灘を震源として発生した、マグニチュード7.9の海溝型巨大地震で100年～150年おきに発生している東南海地震の1つです。当時の宇治山田市内は、一部が震度6の激しい揺れに襲われたと推定されており、市内全体の被害は、死者・行方不明者10人、負傷者29人、全壊家屋228棟、半壊家屋1425棟でした。また、二見町では49棟、小俣町では2棟の家屋に被害があったとされています。大湊では、地震発生から約20分後に、約2mの津波が押し寄せ、市内全体で150棟を超える家屋が流失したとされています。

担当課

危機管理課 （2022年11月回答）〔11/21～11/25〕

その他

提案・意見

首長の反問権（回答：11月25日時点）

伊勢市議会において普段は答弁をする市長が議員に逆質問したり、質問の趣旨を問いただしたりする「首長の反問権」を聞いて

質問1) 市長は議員に発言を求める事が出来るんですか。

質問2) 長所と短所を教授下さい。

質問3) 残念ながら十分に活用されていないそうで反問権を制度化している自治体は先進的な取り組みをしているのかな。

回答

質問1) 伊勢市議会基本条例第13条第3項において「市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる」としております。

質問2) 反問権の長所として、議論の論点・争点の明確化が期待でき、議論がより深まるといわれています。また、短所ではないですが、反問に対する答弁に時間を要するため、本来の質問時間が短くなるといったことが考えられます。

質問3) 伊勢市議会においては、過去に反問権が活用されております。また、反問権は、地方自治法で規定されていませんので、認めるかどうかは各議会に対応が分かれております。

担当課

議会事務局 （2022年11月回答）〔11/21～11/25〕

その他

提案・意見

軽車のナンバープレート（回答:11月25日時点）

軽自動車は動産にて伊勢市が税収入を得るものです。

新車には黄地から白地が主流になって来ました。

質問1) ナンバープレートの黄地に比べ白色は優越感を出すために白地を奨めているように思えます、黄地と白地の料金はどうなっていますか。

質問2) 新車 中古車は申請すると白地になるのですか。

質問3) ナンバープレートに「三重」と「伊勢志摩」を見かけます、どちらを選んで良いのでしょうか。又料金はどうですか。

質問4) 「伊勢志摩」を強制していませんか。

質問5) ナンバープレートにてアルファベット表記がありました、そのなのありますか。

回答

軽自動車税は地方税法の定めにより、市税となりますが、ナンバープレートの交付については軽自動車検査協会が管轄しております。

そのため、いただいたご質問については軽自動車検査協会三重事務所（050-3816-1779）にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、質問1及び3にございます黄地と白地、「三重」と「伊勢志摩」の料金について、交付にかかる料金については上記のとおりですが、軽自動車税（種別割）の税額についてはそれぞれ違いがございません。

担当課

課税課 （2022年11月回答）〔11/21～11/25〕

その他

提案・意見

マスク（回答:11月22日時点）

外を歩いていると今だにマスクを着用している人がいます。
日本国政府によれば外を歩く、距離がある場合はマスクを着用しなくても良いとPRしております。
自分だけコロナに感染したくない気持ちも判かりますが、車に一人乗りの時など必要ないように思います。
こんな時に「広報いせ」を活用してPRして下さい。

回答

マスクに関する周知ですが、広報6月1日号に記事を掲載し、また、伊勢市のホームページにおいても同様に周知を行っています。今後も、感染症予防とマスクの着用について啓発していきます。

担当課

健康課（2022年11月回答）〔11/21～11/25〕